

(別紙)

京都府中小企業応援条例に基づく研究開発等事業計画実施に際しての留意点

- 1 京都府中小企業応援条例の不動産取得税の軽減措置を希望される場合は、知事による京都府中小企業応援条例の認定（元気印認定）とは別に、京都府による審査があります。知事から研究開発等事業計画が認定されても、必ずしも不動産取得税の軽減措置が受けられるとは限りませんので、京都府商工労働観光部ものづくり振興課との連絡を取りつつ手続きを進めてください。
- 2 認定を受けた計画に、国・都道府県などの許認可に係る内容がある場合（例：医療器具、薬品等に関する分野への進出等）は、関係監督官庁とよく連絡を取り、事業を進めてください。
(京都府中小企業応援条例による計画の認定は、これらの許認可を保証するものではありません。)
- 3 認定された計画については、毎年各期計画期間が終了した時点で、実施状況等を提出いただくこととなっておりますので、お願いします。

提出期間	認定計画終了まで毎年
提出時期	各期計画期間（決算期）が終了し、決算期から3か月以内
提出資料	<ul style="list-style-type: none">・研究開発等事業計画に係る実施状況報告書様式（規則第4号）・別紙「経営計画及びその実績について」・その他（京都府中小企業応援条例に基づく認定研究開発等事業計画の成果等について）
提出窓口	研究開発等事業計画の認定申請書等を提出された下記の窓口 <ul style="list-style-type: none">・公益財団法人京都産業21・京都府各広域振興局商工労働観光室

- 4 認定された計画に対して進捗状況に関するフォローアップ調査を実施することがあります。調査の実施に当たっては、御協力をいただきますようお願いいたします。
- 5 大幅な事業内容の変更や資金計画の変更等があった場合は、計画の変更承認を受ける必要がありますので、速やかに窓口に御連絡ください。